

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	山梨市		
計画期間 実施期間	H19 H19	- H21 - H21	総事業費(交付金) 136,000 千円 (68,000 千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓	農家戸数、区域内人口の減少抑制(地域定住)を目標とし、区域の設定、定住等の促進に資する農業基盤整備(施策)による方針である。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓	山梨市総合計画(H19～28)、山梨市農業振興地域整備計画(案)等の計画と整合している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓	地区自治会、農業耕作関係者との打合せ会開催(H18/12、H19/8)
事業の推進体制は確立されているか	✓	地区自治会による推進体制確立
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓	定住を目標とする農業基盤整備を図る事業となっている。
計画期間・実施期間は適切か	✓	計画期間3年(H19～H21)で事業期間も3年(H19～H21)で5年以内となっている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	✓	事業費136,000(千円)に対し交付金68,000(千円)で1/2以内

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓	新たに農道、農業用排水路の整備を本交付金にて実施するもの
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓	経済効果算定資料より、農道は総合耐用年数42年、水路は総合耐用年数37年で、5年以上となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	✓	基盤整備に係る土地改良法手続きにおいて、平成18年度末に完了しており検証済
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓	投資効果率 1.12
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	✓	事業は、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能確保を図る、農業用排水施設、農業用道路の基盤整備事業であり、事業主体は山梨市で要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	✓	耐用年数、対象車輛等土地改良事業の基準に基づき積算しており、妥当である。
建設・整備コストの低減に努めているか	✓	工法検討、使用資材等検討しコスト低減に配慮している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。